

平成30年8月9日

問い合わせ先	危機管理室災害予防課
	TEL 504-2664

被災証明書の申請について

1 被災証明について

罹災証明書や事業用資産被災証明書の発行対象とならない物件等（個人が所有する車、バイク等）について、被災した事実が確認できる場合に証明を行います。

2 申請者

被災物件の所有者、またはその親族

3 受付窓口

区地域起こし推進課で申請を受け付けます。

申請に必要なものは、次のとおりです。

- ・ 被災証明書交付申請書
- ・ 被災した事実が確認できる写真、被災場所の位置図など

4 受付（交付）時間

8時30分から17時15分まで

5 交付手数料

今回の豪雨災害に係る被災証明書の交付手数料は免除されます。

6 交付窓口

区地域起こし推進課

中 区 (TEL:504-2820)

東 区 (TEL:568-7705)

南 区 (TEL:250-8935)

西 区 (TEL:532-1023)

安佐南区 (TEL:831-4926)

安佐北区 (TEL:819-3905)

安芸区 (TEL:821-4905)

佐伯区 (TEL:943-9704)